

京都府戦略的地震防災対策指針の評価【概要】

政策目標	評価の概要	新たな課題
<p>1 地震に強い京都のまちづくりを進める</p> <p>府民の生命の安全を第一に、被害を可能な限り軽減できるよう、建築物の耐震化・不燃化の推進、公園や道路の整備等による防災空間の確保等「地震に強い京都のまちづくり」を進める。 また、インフラ（道路、河川等）やライフラインについて耐震化等の地震対策を進め、「地震に強い京都のまちづくり」を進める。</p>	<p>◇公共施設や災害拠点病院、社会福祉施設の耐震化は進捗 ◇緊急輸送道路の道路橋、重要駅、港湾施設の耐震化やライフライン事業者による耐震対策が進捗 ◆私立学校や医療機関等の耐震化は不十分 ◆大規模建築物等の耐震化、密集市街地解消、老朽化したため池の改修、河川改修の迅速な取組が必要 ◆京都府森林の適正な管理に関する条例制定を踏まえ、森林における災害防止対策を今後とも継続することが必要 ◆土砂災害警戒区域、緊急輸送道路の法面对策、上下水道の管路、し尿処理施設の耐震化は長期的取組が必要</p>	<p>●府・市町村はH28までにアセットマネジメントを取り入れた公共施設等総合管理計画を防災の視点を踏まえて策定する必要 ●非構造部材の耐震対策が新たな検討課題（吊り天井対策率9.7%（全国3.0%）） ●国がまとめた密集市街地の解消、大規模盛土造成地耐震補強に係る新たな取組が必要 ●京都BCP推進のため、行政と事業者が連携して効果的な復旧のあり方について検討が必要</p>
<p>2 地震時のすまいの安全、地震後のすまいの安心を守る</p> <p>府民のくらしの基盤である住宅の耐震化に重点的に取り組み、「地震時のすまいの安全、地震後のすまいの安心を守る」取組を進める。</p>	<p>◇住宅耐震診断や改修制度の市町村での実施が定着 ◇災害後の仮住まいの確保の取組が進捗しつつある ◆住宅耐震化、家具固定が目標不達成 ◆仮住まい確保について具体的な運用の取り決めや入居に至るまでの実効性を高めるための訓練等が必要 ◆住宅再建共済制度が未創設</p>	<p>●住宅耐震化、家具固定など府民による取組を促進するため、耐震診断等に結びつける効果的な啓発事業等の推進が必要</p>
<p>3 地震に強い京都の人づくりを進める</p> <p>地域のつながりを高めるとともに、自主防災組織の育成・充実や消防団の充実・強化を図り、さらにNPO等の活動支援を強化する。 府・市町村は、OB職員の活用、府民への情報提供や研修、防災教育・訓練の充実を図るとともに、国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等それぞれが、防災意識の高い人材の育成・確保に努め、「地震に強い京都の人づくり」を進める。 なお、京都府に大きな影響を及ぼすおそれのある東南海・南海地震については、東海地震と連動して発生する可能性が指摘されることから、東海地震関連情報及び警戒宣言等発表時に備えた防災知識の普及・啓発を行う。また、これらの取組に当たっては、女性の参画の促進に努める。</p>	<p>◇各種の広報・啓発や自主防災リーダーへの研修、学校での防災訓練・教育の取組が定着化 ◇東日本大震災や府南部豪雨、平成25年台風第18号、平成26年8月豪雨等の相次ぐ災害により、府民意識が確実に高揚 ◇男女共同参画（ガイドライン作成、意見交換会を踏まえた地域防災計画の見直し等）の総合的な防災対策、ボランティアセンターの機能強化が進捗 ◆人づくりを進めるためには、取組を継続していくことが必要 ◆防災意識、備蓄状況の実態を把握していくことが必要 ◆教師に対する防災研修等による防災教育の質の向上、私立学校における防災教育の取組について把握が必要 ◆企業における防災対策の強化が必要</p>	<p>●府として各種ハザード情報を整理・統合して、ホームページ等で府民に情報提供していくことが必要 ●人口減、高齢化に対応するため、自主防災リーダー等自主防災組織に若年層が参加することが必要 ●府、市町村、住民が連携しながら、まちづくりの段階から防災上の課題に取り組んでいくことが必要</p>

政策目標	評価の概要	新たな課題
<p>4 行政の危機対応能力の向上を図る</p> <p>災害時に的確な情報処理を行い、迅速で効果的な災害対応ができる体制を構築するとともに、警察・消防・自衛隊・海上保安本部等の関係機関との連携強化を図る。また、被災しても早期復興できるよう、事前の準備を進める。</p>	<p>◇新防災情報システムの稼働、各機関による初動体制やマニュアルの整備、実践的な訓練、ボランティアセンター等関係機関との連携、関西広域連合等との広域的な連携等の取組が進む。</p> <p>◇府南部豪雨や平成25年台風第18号、平成26年8月豪雨等において実践活動を通じ災害対応能力が向上</p> <p>◆地域防災計画を見直すこと、業務継続計画や具体的マニュアルを策定すること、復興に関する具体的な手順を確立することが必要</p>	<p>●南海トラフ巨大地震など超広域災害が発生した場合には他地域から応援が期待できないことから、自力で災害対応を行える体制を整備することが必要</p> <p>●また、府内の被害が比較的少ない場合は、被害の甚大な他地域を支援する体制を整備することが必要</p>
<p>5 災害後の府民生活を守る</p> <p>国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等の各主体は、救出・救助体制や災害時医療体制の強化、避難体制の充実等府民の生命を守るための対策を推進する。</p> <p>また、被災した府民の生活を守るため、被災者の生活物資の確保等の効果的な応急対策を実施するとともに、円滑で温かみのある避難所運営、基幹的社会基盤の復旧、生活再建の支援等を行う。</p>	<p>◇各機関による実践的な救出救助訓練等の実施</p> <p>◇要配慮者支援対策（災害時要配慮者支援指針・ガイドブックの作成、福祉避難サポートリーダーの養成、福祉避難所の設置支援等）、災害時医療体制（DMATなど）の整備、公的備蓄の取組、生活再建支援の体制整備が進捗</p> <p>◇京都市等で帰宅困難者対策を実施</p> <p>◆要配慮者の個別避難計画の作成、避難行動要支援者への支援者の拡大が必要</p> <p>◆救援物資搬送体制の構築、避難所運営マニュアルの作成・訓練が必要</p> <p>◆多数遺体への対応、緊急通行車両の周知が必要</p>	<p>●市町村が災害の種類別に緊急避難場所及び避難所を早急に指定することが必要</p> <p>●緊急避難場所及び避難所の位置情報をホームページで公開するなど、住民に周知することが必要</p> <p>●関西広域連合と連携した防災対策が必要</p>
<p>6 京都らしさを保った復興を実現する</p> <p>京都らしさを保った復興を実現するため、平時から、観光客や文化財の保護対策を進めるとともに、観光産業の再興等京都のイメージを守り、伝統産業、京都の伝統・文化の保持等京都文化を守ることに留意した震災復興基本方針及び震災復興計画を策定する。</p>	<p>◇府及び一部市町村の地域防災計画に観光客保護・帰宅困難者対策を規定</p> <p>◇京都市において、観光客帰宅困難者対策を進め、2地区において避難誘導計画を作成</p> <p>◇文化財防災対策マニュアル、文化財データベースを作成し、これらを活用した実践的な訓練を実施</p> <p>◆観光客保護・帰宅困難者対策の取組が他の市町村に拡大することが必要</p>	<p>●京都市等一部市町村で取り組まれているが、他の市町村においても広域観光の振興により観光客等の流入が見込まれるため、市町村での取組の拡大が必要</p>
<p>7 京都経済・活力を維持する</p> <p>事業継続計画等を策定するなど企業や大学、地域の事業継続体制を確立するとともに、防災における協力体制を構築する。</p> <p>また、地域コミュニティの活力を維持するため、被災地域の活性化対策等支援策の充実に努める。</p>	<p>◇京都BCP行動指針を策定し、連携型BCPの取組や個別企業BCP策定支援に向けた取組の方向性を決定</p> <p>◇地域力再生プロジェクト支援事業交付金等の推進により、地域コミュニティの強化を促進</p> <p>◆京都BCPの推進に当たって、今後、大学等と連携した取組が課題</p>	<p>●京都BCPの推進について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携型BCPの取組として、災害時の情報共有体制やリエゾン派遣の手順確立など、 ・個別企業BCP策定支援に向けた取組として、BCP策定企業の実態調査、セミナー・意見交換会の実施など、 ・中長期的な取組として、BCP策定企業に対する認証制度創設など、が必要

3 地震に強い京都の人づくりを進める								
3-1-1 府民の防災意識を高めるための広報を行う								
88	○地震防災に関する広報・啓発活動を実施する	■	■	■	■	■	府・市町村は、防災に関する各種の広報・啓発を積極的に行うとともに、自主防災組織の育成指導・助言等に努め、府民一人ひとりが、地域における災害の危険性を正しく理解できるようハザードマップを作成・配布するなど、リスク情報の提供を行う。	◇HPの充実やSNSなど新たな手法を含め各種の広報・啓発を実施 ◆府民一人ひとりが地域のハザードマップを使いこなすことが必要 【新たな課題】 ●府として各種ハザード情報を整理し、ホームページ等で府民に情報提供していくことが必要
89	○全市町村で地震ハザードマップ作成し、啓発する	■	■	■	■	■		
90	○緊急地震速報について啓発する	■	■	■	■	■		
91	○津波防災に関する広報・啓発活動を実施する			■	■	■		
3-1-2 府民に対する教育・訓練を実施する								
92	○自主防災リーダーの育成を市町村と連携して進める	■	■	■	■	■	府・市町村は、京都府全体の防災力を向上するため、防災の担い手として活動する人材を育成し、正しい防災知識の普及を図る。 特に、将来の地域づくりを担う児童・生徒等を対象とした防災教育を積極的に実施する。 また、実践的な訓練を実施し、地域の災害対応体制を強化する。	◇府・市町村・各関係機関において、防災教育や防災訓練を広く実施し、持続的に取組み ◆自主防災リーダーの育成を実施するも、府内全域への更なる拡大が必要 【新たな課題】 ●少子・高齢化に対応するため、自主防災リーダー等に若年層が参加することが必要
93	○職員出前語らい、危機管理アドバイザーなど講師の派遣	■	■	■	■	■		
94	○児童・生徒等を対象とした防災教育を市町村等と連携して実施する	■	■	■	■	■		
95	○防災教育の新たなコンテンツを作成する	■	■	■	■	■		
96	○防災訓練への府民参加を進める	■	■	■	■	■		
97	○企業等の自衛消防隊の訓練等を実施する	■	■	■	■	■		
98	○外国人を対象とした訓練を継続して取り組む	■	■	■	■	■		
99	○災害用伝言ダイヤルについて啓発する	■	■	■	■	■		
3-2-1 個人・家庭の防災意識を高める								
100	○平時から災害や災害時の行動に関して学び、自助意識を高める	■	■	■	■	■	平時から災害に関する情報や資料の入手に努めたり、災害が発生したときの行動をイメージするなど、府民一人ひとりが自覚して災害に備える。	◇東日本大震災や府南部豪雨、平成25年台風第18号等の相次ぐ災害により、府民意識が確実に高揚 ◆実際の防災への行動にどのように生かすかが課題
101	○地震防災に関する府民意識調査の実施を検討する	■	■	■	■	■		
102	○関係機関等の情報をまとめて情報提供するポータルサイトを整備する【再掲】	■	■	■	■	■		
3-2-2 減災に向けて個人（家庭）で行動する								
103	○家庭における防災対策を進める	■	■	■	■	■	各家庭においては、食料・飲料水の備蓄に努めるとともに、家族で避難所や連絡先、ライフラインが途絶えた場合の対応等の話し合いを持つなどの取組を進める。	◆定期的に調査が必要 【参考】 住民が大地震に備えてとっている対策（平成26年版防災白書） H21 → H25 ・食糧や飲料水を準備 33.4% → 46.6% ・家具・家電などを固定 26.2% → 40.7% ・避難場所の決定 34.2% → 29.7%
104	○災害被害を軽減する府民運動（家庭で取り組む減災運動）を展開する	■	■	■	■	■		
3-3-1 地域の「つながり」を高める								
105	○様々な地域活動を通じて、住民同志の顔の見える関係をつくる	■	■	■	■	■	平時から様々な地域活動を通じ顔の見える関係づくりに努めるとともに、被災者の救出・救助や避難所の運営等地域の防災活動で大きな役割を果たす自主防災組織の育成や活動の活性化を図る。	◇自主防災組織の組織率は微増 ◆様々な地域活動が実施されるも、府内全域で「住民同志の顔の見える関係をつくる」ためには、継続的な取組が必要 【新たな課題】 ●自主防災組織の高齢化が進んでおり、自主防災活動の活性化に向け若年者世代を巻き込んだ取組が必要
106	○地域活動や行事と防災訓練を合同実施する	■	■	■	■	■		
107	○防災資機材の整備を進める	■	■	■	■	■		
108	○自主防災組織の活性化を支援する <自主防災組織率100%を目指す(H30)>	■	■	■	■	■		
109	○自主防災組織活動マニュアルを全市町村で作成する	■	■	■	■	■		
110	○里カアクションプランに基づく地域防災対策を強化する ・複数集落が連携した組織が、地域防災体制の確立のために有効な事業等を自ら考え、実践するための必要な経費等を支援する。	■	■	■	■	■		
111	○地域で防災マップ・ハザードマップを作成する	■	■	■	■	■		
3-3-2 地域の防災意識を高める								
112	○地域の様々な構成主体が参加した防災訓練等を実施する	■	■	■	■	■	町内会、自治会、老人会、女性会、こども会、自主防災組織、消防団、消防署、災害ボランティア団体等様々な主体が連携・協働して、防災訓練等減災に向けた活動を行う。 また、災害を予防し、災害による被害を軽減するための効果的な活動ができるよう、地域住民による防災計画や防災マップの作成を進める。	◇東日本大震災等を経験し、地域の防災意識は着実に向上 ◆地域の各団体が主体的に防災活動を行うよう支援することが必要 【新たな課題】 ●地域の防災意識を高めるため、地区防災計画の策定やその計画の市町村地域防災計画への掲載等を検討することが必要 ●府、市町村、住民が連携しながら、まちづくりの段階から防災上の課題に取り組んでいくことが必要
113	○防災マップ等の作成の研修会等を実施する	■	■	■	■	■		
114	○地域での防災教育を継続して実施する	■	■	■	■	■		
115	○府民の応急手当普及講習受講を進める	■	■	■	■	■		

4 行政の危機対応能力の向上を図る								
4-1-1 災害時の情報処理の体系を確立する								
132	○訓練等の結果を検証し、防災情報システム運用の充実・強化を図る	■	■	■	■	■	府・市町村は、災害時に集中する膨大な情報を的確に処理し、防災関係機関と情報共有し、迅速・的確な応急対策を実施するため、障害に強い防災情報ネットワークシステムを整備するとともに、情報処理マニュアル等を作成する。 また、発災直後から被害の状況、生活支援対策の状況、家族の安否等様々な情報を府民と共有できる体制を構築する。	◇新防災情報システムの稼働、ホームページを活用した各種防災情報の提供、ケータイGISの活用を実施 ◇アクセス集中による障害にも対応 ◆新防災情報システムの効果的な活用を維持するため訓練の継続が必要
133	○防災・防犯メール登録者数の拡大	■	■	■	■	■		
134	ホームページを活用した各種防災情報の提供	■	■	■	■	■		
135	○危機管理ポータルサイトを整備する(H22年度)	■	■	■	■	■		
136	○災害情報の迅速・的確に把握できるシステムを整備する ・ケータイGIS(GPS機能付き携帯電話を活用したGIS)を活用し現場から災害情報を収集することにより、災害情報の迅速・的確な把握や情報共有の推進	■	■	■	■	■		
138	○新たな防災情報システムの整備を行う	■	■	■	■	■		
4-1-2 災害時の通信手段を確保する								
139	○府防災行政無線の利用機関を拡充する	■	■	■	■	■	府・市町村は、防災関係機関相互の情報共有と府民への迅速な情報伝達を図るため、防災行政無線等の整備、情報システムの業務継続性の確保を促進する。 また、京都府は、被災状況を早期に的確に把握するため、次世代震度情報ネットワークを構築する。	◇各機関による衛星携帯電話の整備拡大、重要な防災拠点について全国で初めて異なる事業者による光回線の完全二重化の実施、通信事業者による電源確保等により通信手段を整備 ◇統合型GISや地デジの活用、震度情報ネットワークの構築、河川砂防情報システムの構築等情報システムを強化
140	○市町村の防災行政無線のデジタル化整備を進める	■	■	■	■	■		
141	○全市町村でJ-ALERT整備する	■	■	■	■	■		
142	○コミュニティFMとの応援協定を締結する	■	■	■	■	■		
143	○統合型GISを活用した災害情報の提供体制を構築する	■	■	■	■	■		
144	○地デジを活用した情報伝達システムの情報内容を拡充する	■	■	■	■	■		
145	○次世代震度情報ネットワークを構築する(H22年度)	■	■	■	■	■		
146	○次期情報基盤を整備する ・防災拠点・重要拠点のネットワークを全国に先駆けて完全二重化するなどの対策の実施	■	■	■	■	■		
147	○国の整備する次世代研究開発ネットワーク回線を活用し、他府県等とネットワークの相互接続を行う	■	■	■	■	■		
148	○府防災行政無線施設・設備及び通信体制を維持する	■	■	■	■	■		
149	○防災関係機関による非常通信設備の維持・更新を図る 消防庁：消防防災無線、国交省：マイクロ無線、自衛隊：マイクロ無線、警察：警察無線、消防：消防無線(H27年度までにデジタル化整備)、JR西日本：鉄道無線	■	■	■	■	■		
150	○重要通信を確保する <NTT>	■	■	■	■	■		
151	○災害時の通信サービスの確保 <KDDI>	■	■	■	■	■		
152	○関係機関等による情報連絡体制を整備する <京都中央郵便局、府トラック協会>	■	■	■	■	■		
4-1-3 府民への情報伝達体制を確立する								
153	○災害時広報業務マニュアルの改善を図る	■	■	■	■	■	府・市町村は、視覚・聴覚障害者等情報伝達において特別な配慮を必要とする者も含め、府民に必要な情報を迅速に提供するため、関係機関と連携して様々な伝達手段を用いた情報伝達体制の整備を進める。	◇SNSの活用等多様な手段で情報を発信 ◇全国瞬時警報システムを全市町村で整備 ◇緊急速報メールの導入 【新たな課題】 ●家族の安否情報については、今後国の方針に沿って情報収集・提供のあり方を検討することが必要
154	○全国瞬時警報システムを整備し、緊急地震速報の府民への伝達体制を構築する	■	■	■	■	■		
155	○警報伝達体制を整備する	■	■	■	■	■		
156	○エリアメールの導入の検討を進める	■	■	■	■	■		
								◇災害対策本部及び警察本部の移転計画があり、本部機能の強化を図る予定
4-2-1 計画を整備・充実する								
157	○府地域防災計画を見直し・改善する(毎年度)	■	■	■	■	■	府・市町村は、組織の危機対応能力の向上を図るため、防災の総合的な計画である地域防災計画を社会環境等の変化に応じ見直すとともに、大規模地震により自らも被災することを想定した業務継続計画を策定する。 なお、計画の整備・充実に当たっては、ヒト・モノ・カネのロジスティクス(補給)及びバックアップ(代替)の確保に十分留意する。	◇東日本大震災直後、地域防災計画を柔軟に見直し ◆一部市町村で地域防災計画の見直しが不十分 ◆多くの市町村で業務継続計画が未策定(21市町村)
158	○計画、マニュアル、資料が一体となった現地地域防災計画の再構成する	■	■	■	■	■		
159	○地域防災計画に業務継続の考え方を反映するなど事業継続体制を確立する	■	■	■	■	■		
160	○各市町村の地域防災計画を社会情勢等に応じ見直し・改善する	■	■	■	■	■		
161	○東南海・南海地震防災推進計画を整備する	■	■	■	■	■		
162	○市町村地域防災計画に行政機能維持計画を追加する	■	■	■	■	■		
163	○業務継続計画の策定など事業継続体制を確保する	■	■	■	■	■		
164	○東日本大震災を踏まえ、地域防災計画において具体的な地震防災対策の推進を図る	■	■	■	■	■		

4-2-6広域的な災害に備える								
202	○関西広域連合、関西防災・減災プランに基づき広域災害への対応を整備する				■	■	■	◇関西広域連合の発足により、広域的な応援・受援体制を構築し、広域応援訓練が定着化 【新たな課題】 ●超広域災害が発生した場合でも、府内の被害が比較的少ないときは、被害の甚大な他地域を支援する体制を整備することが必要
203	○広域的な応援体制を強化する	■	■	■	■	■	■	
204	○関西広域の連携訓練の実施				■	■	■	
4-2-7津波避難対応能力を向上させる								
205	○津波を想定した訓練を実施する				■	■	■	◇市町村において、避難場所の指定や避難路の点検、津波避難訓練を実施 ◆府は、国の調査結果に基づき、津波浸水想定の設定及び津波災害警戒区域等を指定し、市町村はそれらを踏まえて津波に係る緊急避難場所の見直しや津波避難訓練を実施することが必要
206	○津波避難路・避難場所の点検・整備を進める				■	■	■	
207	○海拔の表示を進める				■	■	■	
4-3-1復興について事前に検討する								
208	○震災復興マニュアルや計画を検討する(「京都BCP」を基に検討)	■	■	■	■	■	■	府・市町村は、被災後1週間程度の早い時期を目途に、知事又は市町村長を本部長とする震災復興本部を設置し、復興基本方針及び復興計画を策定し、復興事業を迅速かつ計画的に実施できるよう、あらかじめ震災復興マニュアルや計画を検討・作成する。
4-3-2復旧・復興のために多様な資金を準備する								
209	○復興・復旧に対する多様な資金の準備計画を検討する(「京都BCP」を基に検討)	■	■	■	■	■	■	府・市町村は、復興に向けた基金の検討を行うほか、災害復興資金確保のルートづくり等災害時に備えた資金確保対策を講じる。
								◇京都BCP行動指針を策定し、企業活動に関する復興の取組方針を提示 ◇大規模災害からの復興に関する法律に基づき地域防災計画に復興に関する計画を規定 ◆震災復興本部の設置を含めた震災復興マニュアル・計画の内容については未検討
								◇京都BCP行動指針の策定等を通じて、企業活動に関する復旧・復興のため金融機関との連携が強化 ◆復興に向けた基金や資金確保について検討するも実現は困難

5 災害後の府民生活を守る								
5-1-1 消防・救出・救助機関の能力を高める								
210	○救出・救助資機材、車両等の整備を進める	■	■	■	■	■	警察、消防、自衛隊、海上保安本部は、災害が同時多発した場合を想定した消火・救出・救助計画を策定し、訓練等を通じて技術の向上に努めるほか、部隊の円滑な出動確保のための交通規制等に必要な各種物資・資機材の整備・備蓄に努める。	◇消防職員数の増強 3,376人(H21)→3,428人(H24) ◇消防学校の北部訓練拠点を設置(H25) ◇各機関により実践的な救出救助訓練、合同訓練を実施 ◇消防職員とDMATの共同訓練を実施(H23～) ◇各種物資・資機材を整備・備蓄、強化(警察本部)
211	○救出・救助訓練を実施し、能力向上を図る	■	■	■	■	■		
212	○消防の災害対応能力の向上を図る	■	■	■	■	■		
213	○京都府地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、地震時も利用可能な消防水利の整備を進める ・耐震性貯水槽 1306基(186基整備)(H22年度)	■	■	■	■	■		
5-1-2 災害時の医療体制を整備する								
214	○災害拠点病院(8病院)の機能の充実を進める	■	■	■	■	■	府・市町村並びに医療機関は、災害拠点病院の機能の充実や京都府緊急災害医療チーム(DMAT)従事者の養成・確保を図るとともに、応急救護のための救護所の早期設置体制、医薬品・医療用品の確保体制及び重傷者の広域搬送体制を整備する。 また、医薬品備蓄の管理・更新を進めるとともに、広域医療災害救急医療情報システムの活用等により医療機関と搬送機関相互の情報共有、連携体制の強化を図る。 さらに、心の健康相談窓口を設置するなど、被災者のメンタルケアの充実を図る。	◇災害拠点病院等連絡協議会を設立し、災害拠点病院の機能強化、災害医療コーディネーターの設置、広域医療搬送拠点(SCU)の整備等、災害時医療体制の整備が進捗 ◇日本DMAT従事者養成研修の枠が少ないことから京都DMATを創設・養成 ◆救護所開設体制の確保に向けて継続的な取組が必要 ◆医薬品備蓄の搬送体制の確保が必要 ◆広域医療災害救急医療情報システムの活用が拡大するも、入力率向上が必要 ◆メンタルケア対応マニュアルを策定し、具体的に普及啓発を図ることが必要
215	○災害医療センター等連絡協議会(仮称)を設立し、災害時における病院間連携や府における	■	■	■	■	■		
216	○京都府緊急災害医療チーム(DMAT)の養成を進める	■	■	■	■	■		
217	○医薬品・医療用品の確保体制を継続・強化する	■	■	■	■	■		
218	○災害時の医療・救護体制を整備する ・救護所への応援体制の整備 ・医療機関の被害状況の把握体制の確保(医師会間の被害状況報告連絡網の整備)	■	■	■	■	■		
219	○災害時の医療体制整備に係るマニュアルの策定	■	■	■	■	■		
220	○医療機関と搬送機関の情報共有、連携体制を強化する ・広域医療災害救急医療情報システムの運用等	■	■	■	■	■		
221	○ドクターヘリを導入する 関西広域連合による共同運航	■	■	■	■	■		
222	○人員輸送に係る応援協定締結機関との連携訓練の実施	■	■	■	■	■		
223	○身体障害者や知的障害者の更生相談及び支援を実施する	■	■	■	■	■		
224	○発達障害者、高次脳機能障害に関する支援・相談を実施する	■	■	■	■	■		
5-1-3 広域避難体制を充実させる								
225	○広域避難場所として都市公園等の公共空地や避難路の整備を進める	■	■	■	■	■	府・市町村は、大規模地震による市街地火災等から避難者の生命を守るため、広域避難場所として都市公園等の公共空地や避難路の整備を進めるとともに、広域避難場所等の周知を図る。 また、地域の実情に応じた避難計画を策定する。	◇広域避難場所や誘導標識を着実に推進 【新たな課題】 ●市町村は、災害対策基本法改正を踏まえて、災害の種類別に緊急避難場所を早急に指定することが必要 ●避難所等の位置情報をホームページで公開しているが、指定緊急避難場所を反映させるなど、住民に周知することが必要 【広域避難体制の強化、関係機関との連携は<5-3-3>を新設、移動】
226	○防災機能をもった都市公園を整備する	■	■	■	■	■		
227	○広域避難場所等の周知を図る	■	■	■	■	■		
228	○災害時応援協定の締結等関係機関等との広域避難体制を強化する ・応援協定の実効性の確保	■	■	■	■	■		
229	○広域避難に係る手順を関係機関と連携し定める	■	■	■	■	■		
5-1-4 災害時要配慮者を支援する								
230	○災害時要配慮者名簿・マップを活用し、平時から関係機関の情報共有を進める	■	■	■	■	■	府・市町村は、災害時における情報伝達体制の整備、安否確認や避難支援を行う者の確保、避難所生活での介助者の確保等、災害時要配慮者支援の取組を進める。 また、自主防災組織をはじめとする地域の助け合いによる災害時要配慮者支援の取組を促進する。	◇避難支援全体計画の作成、手挙げ方式等による要配慮者名簿の作成を実施 ◇災害時要配慮者支援指針、要配慮者避難支援ガイドブックの作成、福祉避難サポートリーダーの養成など要配慮者対策が進捗 ◆具体的な個別避難計画の作成の促進、避難行動要支援者の名簿を平常時から提供するための同意確認や支援者の拡大が必要 ◇外国人のための防災ガイドブック作成など外国人防災対策が進められつつある
231	○要配慮者の避難体制を確保する ・避難支援全体計画策定 ・個別避難計画策定に着手	■	■	■	■	■		
232	○外国籍府民のための生活相談事業、日本語指導事業を実施する	■	■	■	■	■		
233	○要配慮者対策を進める ・福祉避難サポートリーダー養成研修の開催 ・「災害時要配慮者避難支援ガイドブック」の作成 等	■	■	■	■	■		
234	○災害時要配慮者への情報提供システムの検討を進める	■	■	■	■	■		
235	○介護保険・障害者福祉サービス事業者の指導監査の際に、防災関係について機会があるごとに周知及び啓発を行う	■	■	■	■	■		
236	○市町村における相談事業を支援するためゼネラルケアマネージャーを配置し、地域ネットワーク構築に向けた指導等広域的事業を行う	■	■	■	■	■		
237	○被災時の女性のための相談体制づくりを進める	■	■	■	■	■		

5-1-5 孤立地域に対する支援を行う								
238	○孤立可能性地域を把握し、データベース化する	■	■	■	■	■	府・市町村は、孤立する可能性がある地域を事前に把握し、臨時ヘリポート適地の把握、孤立時の医療救護計画、集落単位の避難所収容計画策定等救出・救助、救援・救護体制を整備するとともに、衛星携帯電話等こうした地域の特性に即した通信手段の整備や確保を図る。	◇定期的に救出救助訓練を実施 ◇孤立可能性のある地域等を毎年調査 ◇通信手段の確保が促進（69.4%(H21.3)→81.2%(H25.12)） ◆避難計画策定が低調（13.1%(H21.3)→18.5%(H25.12)） ◆ホイス機能可能割合が低下（84.7%(H21.3)→74.2%(H25.12)） ◆耐震性のある避難施設整備率（11.3%）、食糧備蓄率（4.5%）が低調（H25.12） ◆衛星携帯電話整備に係る国の補助制度がH25で終了
239	○孤立可能性地域の災害対応体制の整備を進める ・通信手段の確保 ・集落単位の避難所収容計画の策定 ・孤立時の医療救護計画の策定 ・臨時ヘリポート	■	■	■	■	■		
5-1-6 帰宅困難者を支援する								
240	○コンビニエンスストア事業者、外食事業者、ガソリンスタンド事業者等の店舗や観光施設、観光関連事業者と連携し、帰宅支援ステーションを整備する	■	■	■	■	■	府・市町村及び協力事業者は、帰宅のために必要な各種防災情報の提供、水やトイレの提供等、帰宅困難者の帰宅を支援する帰宅支援ステーションの整備等、帰宅困難者対策を進める。	◇帰宅困難者対策啓発のためホームページを作成 ◇帰宅支援ステーションが拡大（1,362店舗（H21）→1,545店舗（H25）） ◇京都市で観光客、ターミナル、事業所における帰宅困難者対策を促進 ◆各市町村の地域防災計画に帰宅困難者対策の規定が少数（11市町村（H25.5）） ◆各市町村の帰宅困難者対策を促進することが必要
241	○関西広域連合と連携し災害時帰宅困難者支援協定締結事業者を拡大する	■	■	■	■	■		
242	○帰宅困難者対策として、災害発生時、むやみに動かないことを啓発する	■	■	■	■	■		
243	○企業等に対して従業員の帰宅困難者対策の重要性を啓発する	■	■	■	■	■		
5-1-7 二次災害を予防する								
244	○被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を早急に実施できる体制を充実・強化する	■	■	■	■	■	府・市町村は、余震等による建築物倒壊等の二次災害の防止を図るため、被災建築物の継続使用の可否を判断する被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を早急に実施する体制を確立する。あわせて大気・公共用水域等の監視を強化するとともに、生活環境への影響及び拡大を防止する体制を確立する。また、災害危険情報（ガス供給施設等被害状況、河川堤防崩壊、環境モニタリングデータ等）の提供が的確にできる体制を整備する。	◇災害時における被災建築物応急危険度判定等について自治体間による職員応援体制が確立 ◆測定局の耐震化、非常用電源対策が必要 ◇道路通行規制情報を含め、災害危険情報を提供
245	○大気汚染・水質汚濁常時監視の強化及び大気汚染・水質汚濁緊急時対策を実施できる体制を確立する	■	■	■	■	■		
246	○特別管理廃棄物の適正処理を進める ・アスベスト、PCBなどの処理計画の作成	■	■	■	■	■		
247	○二次災害を引き起こす危険情報の収集・提供体制を確立する ・ガス供給施設等の被害状況 ・河川堤防、道路・橋梁の損壊等の被害状況 ・環境モニタリングデータ	■	■	■	■	■		
5-1-8 亡くなられた方への対策を行う								
248	○迅速かつ的確に亡くなられた方への対応ができる体制を確保する	■	■	■	■	■	府・市町村及び警察は、地震被害による被災者、特に遺族の精神的な安定を図る上からも、迅速かつ的確な遺体検案、身元の確認、遺族等への遺体の引渡、埋火葬等に係る広域的な連携を強化する。	◇警察と京都市が連携した多数遺体取扱訓練を実施 ◆多数遺体に対応する全市町村での連携が不十分 ◆広域火葬計画を策定して市町村関係機関との連携体制を整備することが必要
249	○関係団体との応援体制を確保する	■	■	■	■	■		
5-2-1 被災者の生活物資を確保する								
250	○公的備蓄に流通備蓄を組み合わせ、経済的・効率的な京都府内の備蓄計画を策定する	■	■	■	■	■	府・市町村は、流通備蓄や公的備蓄を組み合わせるなど、平時から災害用備蓄物資の経済的・効率的な備蓄に努めるとともに、緊急支援物資等を迅速に確保できる体制を整備する。	◇府・市町村共同で公的備蓄を行う考え方を整理し、市町村に周知 ◇府では5ヶ年（H26～H30）で必要な備蓄を整備 ◆効率的に搬出できる備蓄倉庫を確保することが必要 ◆関西広域連合と整合を取りながら、救援物資等を含め迅速かつ効率的に避難所に搬送する仕組みを構築することが必要
251	○家庭内、企業内の備蓄の推奨についての啓発等の実施	■	■	■	■	■		
252	○関西広域の備蓄体制についての検討を進める	■	■	■	■	■		
253	○京都府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、市町村備蓄倉庫を整備する	■	■	■	■	■		
254	○府の備蓄倉庫を整備する	■	■	■	■	■		
255	○緊急輸送体制の確立に向け出動事業者の選定方法をマニュアル化する	■	■	■	■	■		
256	○関西広域連合の備蓄計画（平成25年策定予定）と整合性を図り、備蓄を進める	■	■	■	■	■		
257	○物流団体・事業者と連携した物資集積配送体制を整備する	■	■	■	■	■		

5-2-2健康・衛生管理体制を確立する								
258	○被災地、避難所等の衛生管理体制を確立する ・住民、避難者の健康管理体制の確保及び支援体制の強化 ・消毒剤等の確保及び支援体制の強化 ・衛生環境維持対策の確保及び支援体制の強化	■	■	■	■	■	府・市町村は、府民の健康管理や避難所等の衛生管理のために、保健師等による被災住民や避難者の健康管理、消毒剤等の確保を進めるとともに、衛生環境維持対策への支援体制の強化を図る。 また、家畜・放浪動物・危険動物の保護・収容体制を確立する。	◇被災地の衛生管理について、連年の風水害により実践活動を実施 ◇避難所の衛生管理のため研修会を実施、清掃・消毒に係る協定を締結 ◇避難所における食品衛生確保マニュアルを作成、説明会を開催 ◇災害時動物救護マニュアルを作成、市町村等と図上演習を実施、福知山市の動物園と特定動物の一時保護に関する協定を締結（見込み） ◇災害時メンタルケア対応マニュアルを作成
259	○放浪動物・危険動物の保護・収容体制等を確立する ・応援協定の実効性の確保	■	■	■	■	■		
260	○ペット等の対応マニュアルを作成する	■	■	■	■	■		
261	○災害廃棄物処理計画を策定する	■	■	■	■	■		
262	○避難所における災害時食品衛生管理体制のマニュアル化を図る	■	■	■	■	■		
263	○被災者のメンタルケアの充実を図る	■	■	■	■	■		
264	○災害時のメンタルケアに対応したマニュアルの策定を検討する	■	■	■	■	■		
5-2-3被災地の治安を守る								
265	○被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者に対する安全を確保する	■	■	■	■	■	警察による警備体制を充実・強化する。	◇平常時の取組として着実に実施 ◆避難所運営マニュアルと連携した災害時での取組について検討が必要
266	○各種相談活動を実施する ・被災者に対する犯罪被害等に関する適正かつ効果的な相談活動の実施 等	■	■	■	■	■		
5-2-4被災地における交通安全を確保する								
267	○緊急輸送交通管制施設の整備を進める ・交通安全施設等整備（交通監視カメラ及び交通規制表示板の整備）	■	■	■	■	■	道路管理者及び警察は、早期の道路啓開や適切な交通規制を実施できる体制を構築するとともに、交通安全施設の整備を進める。	◇交通監視用カメラ等の交通安全施設の整備を完了 ◆緊急通行車両に係る周知、災害時の交通規制計画の作成が必要
268	○災害時における緊急輸送道路の交通を確保する ・緊急通行車両の確認 等	■	■	■	■	■		
268	○災害時における緊急輸送道路の交通を確保する ・緊急通行車両の確認	■	■	■	■	■		
269	○放置車両の撤去に伴う民間団体との連携体制を強化する	■	■	■	■	■		
5-3-1安全な避難所を確保する								
270	○避難所の耐震化を進める（再掲）	■	■	■	■	■	市町村は、住まいを失った被災者等が、安全で安心な温かみのある避難生活を送れるよう、避難所の耐震化を進めるとともに、生活物資等の備蓄を行い、安全な避難所を確保する。	◇公共施設の耐震化は順調に進捗 【新たな課題】 ●市町村は、災害対策基本法改正を踏まえて、避難所を早急に指定することが必要 ●避難所等の位置情報をホームページで公開しているが、指定避難所を反映させるなど、住民に周知することが必要 ●関西広域連合で、府県を超えた広域避難ガイドラインを作成、広域避難体制の充実のためバス協会等との応援協定締結を協議中
271	○避難所に指定されていない公的施設の指定拡充やホテル等民間施設の活用について検討を進める	■	■	■	■	■		
5-3-2災害時に自立できる避難所を確保する								
272	○京都府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、避難所において飲料水、電気、ガス等が確保できる体制を整備する。	■	■	■	■	■	市町村は、ライフラインが復旧するまでの間、被災者が避難所で生活を維持できるよう、生活用水等の確保を進め、自立できる避難所を確保する。	◇応急給水体制を整備するとともに、必要に応じて浄水型水泳プール、電源照明車等を整備 ◇避難所に太陽光発電及び蓄電池等を整備中（府29施設、市町村33施設予定）
273	○自立できる避難所として太陽光発電などの検討を進める	■	■	■	■	■		
5-3-3安心・安全な避難所運営体制を確保する								
274	○避難所運営体制の整備を進める ・各市町村において、地域防災計画に基づき、避難所運営体制を整備	■	■	■	■	■	市町村は、被災者が安心・安全な避難所生活を送れるよう、女性・高齢者・子ども等にも配慮した避難所運営マニュアルを作成する。 また、高齢者・障害者等の災害時要配慮者を対象とする福祉避難所（一般避難所内の福祉避難室を含む）の整備やペットの対応についても検討を進める。	◇府は福祉避難コーナー設置ガイドライン、男女共同参画ガイドラインをそれぞれ作成 ◇全市町村で福祉避難所を設置（389箇所（H25）） ◆市町村は避難所運営マニュアルの整備が必要 ◆公立小・中学校では発災時に避難所となる場合が多いことから、避難所運営マニュアルに基づく初動対応訓練の実施等を通じて、地域との連携体制に向けた取組を強化することが必要 ※連携体制が図られている割合（小学校）56.8%（H24）
275	○避難所運営マニュアルを作成する	■	■	■	■	■		
276	○避難所における要配慮支援を進める	■	■	■	■	■		
277	○要配慮者支援のためのマニュアルを作成する	■	■	■	■	■		
278	○男女共同参画の視点での避難所運営ガイドを作成し、市町村職員及び関係団体等への普及啓発を行う	■	■	■	■	■		

5-4-1 基幹的社会基盤の応急復旧を行う								
279	○災害時応援協定の締結等企業との災害復旧に係る協力体制を強化する	■	■	■	■	■	府・市町村は、災害時応援協定の締結等企業との災害復旧に係る協力体制を構築するとともに、あらかじめ災害廃棄物の仮置き場となる場所の選定、アスベスト飛散防止対策、フロン回収・処理体制の整備等、災害廃棄物処理に関する計画を策定する。 さらに、鉄道及びライフライン事業者、道路管理者は、必要となる人材確保や資機材の配備等、復旧体制を強化し、事業継続計画の策定に努める。	◇災害時応援協定締結企業によるネットワーク会議を継続的に開催 ◇鉄道及びライフライン事業者等は、復旧体制が強化されており、事業継続計画の策定が進捗 ◆災害廃棄物処理計画が9市町村で未策定 ◆市町村の水道震災行動マニュアルの内容の確認が必要
280	○災害廃棄物処理に関する体制の強化を進める	■	■	■	■	■		
281	○京都府水道震災対策行動マニュアルを必要に応じ改善する(H21年9月改訂)(再掲)	■	■	■	■	■		
282	○「市町村等水道震災対策行動マニュアル策定指針」(H21年9月改訂)を改善する	■	■	■	■	■		
283	○ライフライン施設の復旧体制を整備する	■	■	■	■	■		
284	○災害発生時に復旧支援を行う機械の配備体制を維持する <近畿地方整備局>	■	■	■	■	■		
285	○ライフライン事業者等において事業継続体制を確立する	■	■	■	■	■		
286	○郵便局の窓口業務の確保、災害の復旧及び被災社員等の救助活動を迅速・適正に行えるよう初動対応訓練等を実施し、体制を確保する	■	■	■	■	■		
5-4-2 基幹的社会基盤の代替機能を確保する								
287	○応急給水(井戸水を利用など)の確保体制を整備する	■	■	■	■	■	府・市町村及びライフライン事業者は、電気、ガス、上・下水道等の府民生活を支える基幹的社会基盤が寸断しても、府民生活が最低限維持できるよう、応急給水(井戸水を利用など)の確保、利用可能なトイレの確保、臨時し尿収集・処理体制の確保、代替交通機関の確保等代替機能を確保する。	◇応急給水体制は整備 ◇応援協定により、臨時し尿収集・処理体制を確保 ◆府から示した公的備蓄の考え方に沿って、各市町村でトイレを整備中 ◆代替交通機関の確保は各ライフライン事業者により検討
288	○断水時に利用可能なトイレ、臨時し尿収集・処理体制の確保を進める ・応援協定の実効性の確保	■	■	■	■	■		
289	○京都府地震防災事業緊急五箇年計画等に基づき、仮設トイレを備蓄する	■	■	■	■	■		
290	○社会基盤の代替機能の確保体制を整備する ・代替交通機関の確保体制の整備 ・電源車の整備等	■	■	■	■	■		
291	○移動機・充電器の貸出 <KDDI>	■	■	■	■	■		
5-5-1 家庭生活を再建する								
292	○被災者の支援体制の整備を進める ・生活再建支援金、義援金、租税の徴収猶予及び減免、各種生活相談等の実施体制の整備 ・不況・災害応急生活資金特別融資制度(労働者資金貸付金)の実施 ・被災者台帳システムにより効率的な各種事務の執行	■	■	■	■	■	府・市町村は、地震災害により被害を受けた府民が、その痛手から速やかに再起できるよう、被害認定(家屋被害状況調査、り災証明書発行等)、生活再建支援金、義援金、租税の徴収猶予及び減免、各種生活相談等の被災者の支援制度の整備を進める。	◇京都府南部豪雨及び平成25年台風第18号により被災者支援を実践 【新たな課題】 ●災害対策基本法改正を踏まえ、全市町村でり災証明書の発行等を円滑に行うことが必要
293	○男女共同参画センターにおいて女性相談事業を実施する	■	■	■	■	■		
5-5-2 地域生活を再建する								
294	○地域生活を再建し、早期復興を可能とするため、地域コミュニティの強化等を進める ・平時における地域コミュニティの強化 ・災害ボランティア活動の環境整備 ・企業による地域貢献等の「共助」の取組の推進 ・地域住民が自主的に行う見回り、防犯パトロール等の自主防犯活動の支援・地域安全情報の提供 ・自主防犯活動に対する助言等	■	■	■	■	■	府・市町村は、地域生活を再建し、早期復興を可能とするため、平時から地域コミュニティの強化、災害ボランティア活動の環境整備、企業による地域貢献等の「共助」の推進を支援する。 また、被災した場合には、これら地域コミュニティを維持・活用し、復興のための組織を立ち上げるなど、復興まちづくりを支援する。	◇地域力再生プロジェクト支援交付金制度、地域防犯活動支援、地域の安心・安全サポート事業所登録制度等の推進により、地域コミュニティの強化に寄与
5-5-3 職業生活を再建する								
295	○府、市町村、関係機関において雇用対策を進める ・ハローワークと連携し、相談から就職、職場定着までのサービスをワンストップで提供する総合的な就業支援を実施	■	■	■	■	■	府・市町村並びに企業は、職業生活を再建するため、地震災害による離職者等の把握に努め、被災者の雇用の維持や雇用相談窓口を設置するなど雇用対策等の整備を図る。	◇京都ジョブパーク及び北京都ジョブパークを整備 ◇職安で離職者を把握 ◇京都労働相談所で労働相談を実施

6 京都らしさを保った復興を実現する								
6-1-1 観光客を保護する								
296	○災害時における観光客保護対策を進める	■	■	■	■	■	府・市町村及び観光事業者等は、観光客に対する避難場所の確保、情報提供等、帰宅困難者支援体制を整備し、観光客の安全を確保する。	◇府地域防災計画に観光客保護・帰宅困難者対策を規定(H24.3) ◇府も参画しながら、京都市において観光客帰宅困難者対策を進め、2地区において避難誘導計画を作成 ◆各市町村の地域防災計画に観光客保護・帰宅困難者対策の規定が少数(11市町村(H25.5)) 【新たな課題】 ●京都市等一部市町村で取り組まれているが、海の京都など広域観光の振興により観光客等の流入が見込まれるため、市町村での取組拡大が必要
297	○観光客の避難誘導や一時滞在体制を構築する	■	■	■	■	■		
298	○観光客・帰宅困難者対策について、関西広域連合で検討を進める	■	■	■	■	■		
299	○観光客(外国人含む)への情報提供体制を構築する	■	■	■	■	■		
300	○エリアメール導入の検討を進める【再掲】	■	■	■	■	■		
6-1-2 観光産業を再興する								
301	○観光関連産業の早期復興を目指し、支援の仕組み、体制づくりを進める	■	■	■	■	■	府・市町村は、観光関連産業の早期復興を目指し、各種再建策に対し支援する仕組みや体制づくりを進めるとともに、風評被害対策を事前に検討し対策案を作成する。	◇府地域防災計画に風評被害対策を規定(H24.3)し、対策方針を作成 ◇平成25年台風第18号で被災の観光地ににぎわい回復事業を実施
6-2-1 伝統・文化を守る								
302	○重要文化財建造物とその周辺地域の総合的な防災対策を進める	■	■	■	■	■	文化財等の所有者は、建造物の倒壊防止対策、美術工芸品の転倒防止対策、消火設備の設置を進め、府・市町村は、文化財(有形・無形)のデータベース化を推進する。 また、復興に当たって、府・市町村及び文化財等の所有者は、町家の再興、伝統産業の継続、被災文化財の修復、並びに史跡・名勝・天然記念物・文化財環境保全地区・埋蔵文化財包蔵地の保護・保全等、京都の伝統・文化を守り、継承することに留意する。	◇防災対策マニュアルを作成・周知して、文化財所有者による文化財保護対策を促進 ◇文化財データベースを整備し、所有者及び関係機関で情報共有、一部市町村でデータベースを活用した実践的な訓練を実施(3市) ◇文化財防火運動が定着 ◇若手職人を育成し、伝統産業の継承に取組み ◆文化財の保存修理は長期的な取組が必要
303	○文化財防災対策マニュアルを策定し(連絡体制整備を含む)、所有者等へ周知する	■	■	■	■	■		
304	○文化財データベースを整備し、府・市町村等の情報の共有化を図る	■	■	■	■	■		
305	○文化財防火運動を実施する 年2回(夏・冬)それぞれ1週間を文化財防火運動期間として設定	■	■	■	■	■		
306	○文化財の耐震化、防火対策等を進める	■	■	■	■	■		
307	○こころのふるさと京都の文化財保護事業を推進する「文化財を守り伝える京都府基金」への寄付金や「緑と文化の基金」等を活用し、文化財の保護、修理、防災対策を総合的に推進	■	■	■	■	■		
308	○和装・伝統産業の基盤づくりを進め、文化財資料・伝統工芸品の修理・修復に必要な伝統的技術の継承を図る	■	■	■	■	■		
7 京都経済・活力を維持する								
7-1-1 京都全体のBCPを進める								
309	○府内の行政、関係団体、ライフライン機関等に専門家を加えたメンバーによる検討会議を開催し、「京都BCP」を策定する(復興計画・資金の準備等含む)					■	【参考】 ＜H24見直し前6-2-2＞ 復興に当たって、府・市町村は、これら大学・企業等の相互援助体制の確立等の方法を工夫して京都からの流出を防ぎ、新たな産業創造を検討するなど、知的集約化を考慮した復元・復興計画を策定する。 ＜H24見直し前7-1-1＞ 企業、府・市町村は連携し、事業所等の施設の耐震化や設備・家具の固定、事業の再建に必要な資金の円滑な融通をはじめとする各種再建策に対し支援する仕組みや体制づくりを進めるとともに、災害時に可能な限り短時間で業務を再開できるよう防災計画や事業継続計画を策定し、事業継続体制を確立する。 また、企業は、就業時間中に発災した場合には、多くの帰宅困難者が発生するため、従業員や顧客等が滞在可能な環境整備や家族等の安否確認体制の構築等帰宅困難者への支援体制の強化を進める。 ＜H24見直し前7-2-1＞ 大学、府・市町村は連携して、大学施設の耐震化、防災計画や業務継続計画の策定(相互協力による対応を含む。)、教職員・学生の安全確保等、業務継続体制の確立に努める。 また、学生等のマンパワーは早期復興に大いに期待されることから、学生ボランティアとの連携の強化等府・市町村、地域、大学の協力体制を確立する。	◇京都BCP検討会議を開催し、京都BCP行動指針を策定 ◇京都BCP推進会議を開催し、連携型BCPの取組や個別企業BCP策定支援の取組の方向性を決定 【新たな課題】 ●京都BCPの推進について、 ・連携型BCPの取組として、災害時の情報共有体制やリエゾン派遣の手順確立など、 ・個別企業BCP策定支援に向けた取組として、BCP策定企業の実態調査、セミナー・意見交換会の実施など、 ・中長期的な取組として、BCP策定企業に対する認証制度創設などの検討、実施が必要 【参考】 ◆大学と連携した京都BCPについては今後の課題 ◇大学と連携し、学生ボランティアによる消防活動についてモデル的に検討
310	○企業における防災体制を強化する	■	■	■	■	■		
311	○企業における事業継続体制を確保する ＜中堅企業の策定率51%(H26)＞	■	■	■	■	■		
7-2-1 地域の活力を維持する								
312	○地域の産業、生活コミュニティの維持・継続・再建体制の整備を進める ・府・市町村において地域力向上のための取組を推進	■	■	■	■	■	府・市町村は、ボランティア、NPO等地域を構成する様々な主体と連携・協働を図りながら、地域の産業や生活コミュニティの維持・継続・再建に向け、支援する体制の整備に努める。	◇地域力再生プロジェクト支援事業交付金等の推進により、地域コミュニティの強化を促進 ◇平成22年度雪害や平成25年台風第18号では緊急枠を設置して地域の災害復旧の取組をさらに強化